

議案第 1 3 号

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 5 年 2 月 2 7 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成17年亀山市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「以下」を「次項において」に改める。

附則に次の3項を加える。

（平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する給料の額等に関する特例措置）

5 平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間（次項において「特例期間」という。）に支給する教育長の給料の額は、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料の月額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

6 特例期間に支給する教育長の期末手当及び勤勉手当の額については、第3条第3項中「給料及び扶養手当の月額並びに給料月額」とあるのは「附則第5項の規定を適用した給料の月額及び扶養手当の月額並びに附則第5項の規定を適用した給料の月額」と、同条第4項中「給料月額」とあるのは「附則第5項の規定を適用した給料の月額」と読み替えるものとする。

（平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する退職手当に関する特例措置）

7 平成25年4月1日から平成29年2月5日までの間に支給する教育長の退職手当の額は、第3条第6項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。